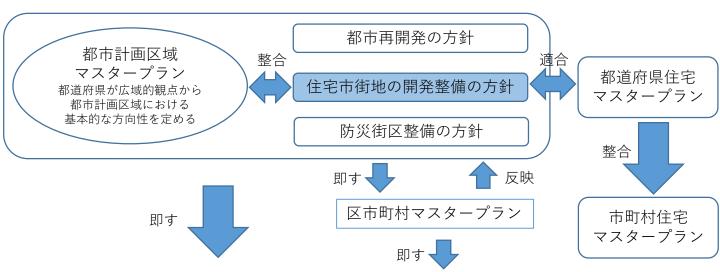
住宅市街地の開発整備の方針について(概要)

1 住宅市街地の開発整備の方針の位置付け



地域地区、都市施設、市街地再開発事業、区画整理事業、地区計画など

2 住宅市街地の開発整備の方針の目的

- ・良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープラン。
- ・住宅市街地にかかわる土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の都市計画を一体的に行うことにより、個々の関連事業の効果的な実施や民間の建築活動等を適切に誘導する。

3 住宅市街地の開発整備の方針の概要

住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅地の整備等の方針等を定めるとともに、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区等を「重点地区」として指定する。

重点地区は、原則として、東京都住宅マスタープランで重点供給地域※に定めている地区

※重点供給地域:住宅の改修や建替えの促進、安全で快適な住環境の創出、維持・向上等を 図る制度・事業を実施中または実施の見込みが高い地区

4 今後のスケジュール(予定)

時期	東京都及び西東京市	西東京市都市計画審議会
令和3年冬ごろ	都が素案の縦覧及び公聴会 (都市計画法第16条第1項)	_
令和4年春ごろ	都から市に対し意見照会 (都市計画法第18条第1項)	_
令和4年5月 都市計画審議会		回答にあたり審議
令和4年夏ごろ	市から都に対し回答	_
令和4年秋ごろ	東京都都市計画決定告示	_